

様式

会議の名称	令和5年度第4回本庄市下水道事業審議会
開催日時	令和6年1月22日(月) 午前 10時00分から 午前 11時00分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出席者	審議会：柿沼光男委員、粂田平一郎委員、小高隆雄委員、茂木孝弘委員、井上明彦委員、奥原定雄委員、根岸誠委員、大澤春樹委員、立石茂則委員、渋谷京子委員、早川ゆり委員 事務局：佐藤上下水道部長、金井課長、櫻井課長補佐、宮城課長補佐、根岸主査、小浦方主任、石井主事
欠席者	濱野宏委員
議題 (次第)	1. 開会 2. あいさつ 3. 令和5年度第3回審議会議事報告 4. 議題 第1号 答申書(案)について 5. その他 6. 閉会
配付資料	令和5年度第4回本庄市下水道事業審議会次第 資料1 下水道事業審議会席次表 資料2 答申書(案) 資料3 本庄市下水道事業審議会開催日程(案)
その他特記事項	下水道審議会規則第2条により審議の結果、非公開と決定しました。
主管課	上下水道部下水道課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
	<p>【1. 開会】</p> <p>【2. あいさつ】</p>
柿沼会長	<p>おはようございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。この審議会は令和5年11月27日付で、吉田市長より「公共下水道事業における使用料金等の適正化」について諮問を受けまして、その後12月22日に審議会を開催いたしました。前回の審議会におきましては、事務局から本庄市の下水道事業の状況および下水道使用料改正について丁寧に説明していただき、委員の皆様からも忌憚のないご意見をいただき、慎重審議をさせていただきました。前回はお出席いただいた委員皆様にご意見をお聞きしながら会議を進めさせていただきましたが、全会一致をもって、苦渋の決断ではありますが、使用料の引き上げはやむを得ないため、その中でも緩やかな値上げということを決断いたしました。</p> <p>今日は本審議会から市長に答申するため、「答申書(案)」を事務局が作成しましたので、本審議会として「答申書」の内容を決定したいと存じますので、委員の皆様におかれましては、事務局の説明をよく聞いて、慎重にご審議して頂き、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>今後も、市民の皆様のために安全で安心な下水道事業として、将来の世代に良好な資産を引き継ぐために、持続可能な事業として、事業の運営を図って行くことが望まれておりますので、委員の皆様方と共に、慎重な会議を進めて参りたいと思います。ご理解・ご協力のほど宜しくお願ひいたします。</p>
	<p>【3. 令和5年度第3回審議会議事報告】</p>
事務局	<p>(令和5年度第3回審議会の要旨を報告)</p> <p>(配布資料の確認)</p>
	<p>【4. 議題】</p> <p>第1号 答申書(案)について</p>
柿沼会長	<p>改めまして、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。これより条例に基づき、議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは、事務局より、本日の出席状況</p>

	の報告をお願いします。
事務局	<p>それでは事務局より、委員の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>本庄市下水道事業審議会条例第6条第3項で「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされております。</p> <p>本日、ご出席いただいております委員の皆様は12名中、11名でございますので、会議を開催するに必要な過半数に足りており、本日の会議は、成立していますことをご報告いたします。</p>
柿沼会長	<p>ご苦勞様です。事務局の報告の通り、本日の会議は成立しています。この会議については、第2回審議会において、内容が決定するまで非公開とすることとなっているため、ご理解をお願いします。それでは早速議題に入らせていただきます。事務局より、議題第1号答申書(案)について説明をお願いします。</p>
事務局	(議題第1号答申書(案)について説明)
柿沼会長	<p>ご苦勞様です。事務局から前回の審議会の決定に伴いまして、市長への答申書の案ということで説明していただきました。これより皆様から忌憚のないご意見をお聞きしたいと思います。お願いいたします。</p>
委員	<p>2点ほど確認をしたいのですが、ただいま説明がありました5ページの下水道使用料金の対照表について、施行期日が令和6年10月1日からいつまでということがここに記載されていない。しかし、それは激変緩和措置のため令和8年3月31日までだと決まっているのであれば、書いておいた方がよいのではないかと思います。</p> <p>次の6ページも、当然令和8年4月1日から、この料金表が始まるということですが、これもいつまでなのか書いていないのは、県の方から維持管理負担金の増額等がなければ、ある程度長い期間になるため、先のことがはっきりしないと書けないということなのか。令和8年4月1日から何年間この料金表でいくということなのか、そのあたりの説明をお願いします。</p> <p>それともう1点。前回の会議で、参考として近隣市町村の1か月40㎡あたりの金額の説明が確かありましたよね。前回の会議の資料3の近隣の状況について。2ヶ月40㎡あたりの使用料が、近隣では深谷市が一番高く、つづいて熊谷市、美里町、本庄市となっており、本庄市は具体的に4,994円。これが今回改定することによっていくらになるのか、それを知りたい。</p>
事務局	<p>まず1つ目の料金表のことについてですが、令和6年10月1日から令和8年3月31日ということで、期限を書かせていただければと思います。</p> <p>その次、6ページにつきましては、また埼玉県と関連市町との間で、維持管理負担金について協定の中で見直しをして、令和11年3月には新たな覚書を結ぶこととなります。協定を結ぶ協議の中で、上がるか上がらないかということが決まりますので、こちらにつきましては、施行期日は令和8年4</p>

	月 1 日からという表現にさせていただければと思います。以上でございます。
柿沼会長	とりあえず、施行期日のことでただいまご説明いただきましたけども、いかがでしょうか。
委員	そうしますと、令和 8 年 4 月 1 日からの料金表については、県との協定によってその後が決まると。ただ考え方としては、令和 11 年に、また県との協定があり、それによって、県の方から特段料金について何もなければ、この料金表は令和 11 年以降も続くという考え方でよろしいわけですか。そうすると、逆にこの令和 11 年の協定はいつまでかわからないけども、それまでの期間は、確実にこの料金であると。県との協定によってはまた上がる可能性もあるという捉え方でよろしいですか。そういう考え方がこの表記の中にはあるということですか。
事務局	おっしゃる通り、今回は激変緩和措置ということで、最初から 2 年間は少し抑えた 99 円をベースに考えた料金でございます。令和 8 年 4 月 1 日以降は、105 円で考えた金額になっておりますので、当然、令和 10 年にまた県の方から今回のように覚書の締結の見直しがかかる予定でございます。その中で、今回のような急激な燃料の高騰等がなければ、今、お示しさせていただいている料金が継続されるということになるので、今、現在は申し訳ないのですが、そのまま継続する場合もあるということで、ご理解いただければありがたいと思います。以上でございます。
柿沼会長	委員長として質問ですが、これも 5 年後にまた県との協議があるということで、激変緩和という文言も答申案に入っているの、〇〇委員のおっしゃった期日を入れておいてもよろしいのではないかと思います。またその 2 年後に、こうした審議会を開いて、こういう変化があるという説明をする方法は取れないですか。いかがでしょうか。
事務局	会長がおっしゃられた通り、最初の方に関しては期限を入れたいと思っております。そこに文字を書くのだとすれば、激変緩和のためというのも付け加えさせていただきたいと思っております。後半の部分については、いつまでというのが見通せないということと、新たな協定の関係もありますので、そこに関しては、このままとさせていただき、委員の皆様には 5 年後に、また料金の見直しの関係が県から覚書の見直しが来るというのを周知していくことになると思っております。以上でございます。
柿沼会長	この質疑を追加しながら考えて、委員の皆様、ご理解をしていただけるでしょうか。よろしいでしょうか。 次に、〇〇委員からの質問で、先ほどの他市との比較についてお願いします。
事務局	先ほどの〇〇委員の 2 番目のご質問についてご説明させていただきます。前回の資料 3 について、本庄市では現在 40 m ² 2 ヶ月分の税込の金額で 4,994

	<p>円でございます。今回の料金改定によって、600円と消費税分がありますので、660円の値上がりになります。現状の4,994円に660円を足して、5,654円になります。他市と比較すると、深谷市よりは下ですが、熊谷市を少し上回るような改定になってございます。以上です。</p>
柿沼会長	<p>はい。他に質疑をお願いいたしたいと思います。何かご意見でも結構です。今日は大事な答申決定の場でございますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。</p>
委員	<p>今のその下水道料金が、本庄市の今現在の人口は7万8000人ですが、2050年頃には5万8000人になる予定と聞いています。規模としてはもっと上がってもらいたいが、実際に今の7万8000人から5万8000人に減ったときに、下水道料金が上がった場合はどのぐらいまであがるのか知りたいです。</p>
事務局	<p>将来、本庄市の人口が約7万から5万8000人に減った場合の見込みについてですが、現時点では不明。今後、経営戦略等で、例えば管渠の老朽化や維持管理にどのぐらいコストがかかるのか、あとはそれに対して使用利用者がどのぐらいなのか、そういったところを5年ごとにシミュレーションして考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。</p>
柿沼会長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがですか</p>
事務局	<p>今のご質疑について追加で報告させていただきます。経営戦略等を立てて皆様にお示しをしていきたいという話をさせていただいているかと思っております。これも一応5年ごとに計画を見直しております、その中の、例えば維持管理費について、人口が減ってく場合どのぐらい料金収入が減っていくのか、そういったものを全部算定して、また審議会の中で計画についても審議をしていただくような形で考えておりますので、どうかご理解をいただければと思います。以上です。</p>
柿沼会長	<p>いかがでしょうか。他に質疑等はございますか。 ないようですのでここで質疑等につきましては、終結したいと思います が、異議はございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。</p> <p>それでは、先ほどの答申書案について、期日等の修正がありました、まずは口頭で修正箇所を事務局から委員の皆様にもう一度確認していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>承知いたしました。それでは確認させていただきます。 まず、5ページ一番下の施行期日でございます。令和6年10月1日から令和8年3月31日と、日にちを入れさせていただきます、かつ書きで激変緩和のためと表示させていただきます。修正点は以上になるかと思</p>

	ます。よろしくお願いいたします。
柿沼会長	はい、わかりました。 その修正について、事務局は文書化しますか。それとも大事なところではありますが、軽微な変更ということで、委員の皆様を確認をしていただき手書きで加えていただいて、それで決定とさせていただければありがたいとは思いますが、大事な答申書でございますので、いかがいたしましょうか。
事務局	それでは事務局といたしましては、今修正して新しいものを作成いたします。すぐできるかと思っておりますので、この場で確認していただければと思います。休憩を取っていただくという形で、その間に用意させていただければと思いますが、いかがでしょうか。
柿沼会長	はい。それでは暫時休憩とさせていただきます。それほど時間は取らないと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	(答申書(案)を修正) 答申まで非公開なものですから、今日この場で見ていただいた方が、問題ないと思います。 また、一部答申書案の文言を修正させてもらったところがございます。まず7ページでございます。下水道使用料金の改定の(1)料金改定の背景のところ、下から5行目、「改定が避けられない旨の通知があり」を、「避けられない旨の通知を受け」に変えさせていただきます。 次に下から3行目になりますが、「今後の下水道事業の運営を図る上で、及ぼす影響が大きいため」を、「大きいことから」に修正をさせていただきます。 (2)料金改定についてですが、1行目を「流域下水道維持管理負担金の改定分の財源を確保することについては、案に」というような形で、少し文言修正させていただきたいと思っております。この修正についても、今プリントしていますので、直したものをお示ししたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。
柿沼会長	ありがとうございます。
事務局	ここで、この間に「次第5. その他」で今後のスケジュールの説明をさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。
柿沼会長	はい。進めてください。
	【5. その他】
事務局	それでは次第5. その他でございます。 事務局より今後の審議会の開催スケジュール等につきまして、この時間を利用してご報告をさせていただきます。事務局よりご説明させていただきます。
事務局	(今後のスケジュールについて説明)

委員	先ほどのスケジュールについて教えていただきたいのですが、具体的に令和6年10月に新料金適用となっていますが、各家庭が支払うのはこの日付からということでしょうか。
事務局	今の質疑にお答えします。料金の改定が10月でございますので、一番早い方で毎月支払っている主に法人になりますが、そういった方が11月からです。一般の方で2ヶ月に1回の徴収の方は、12月からというような形になりますので、ご了承願いたいと思います。以上です。
	(答申書案の修正箇所を委員に配布) (会議終了後、本日の配布資料は回収すると説明)
柿沼会長	事務局ご苦労様でした。修正箇所について簡単に説明をしていただけますでしょうか。
事務局	はい。 5ページの料金表でございます。施行期日について、令和6年10月1日から令和8年3月31日と入れさせていただきました。そして、かっこ書きで、2年間の激変緩和措置のためと記入させていただきました。 つづきまして、7ページの1. 下水道使用料金の改定でございます。下から5行目、「改定が避けられない旨の通知があり」を、「通知を受け」とさせていただきます。下から3行目、「影響が大きいため」を、「大きいことから」にさせていただきます。次に(2)料金改定については、1行目の「維持管理負担金の改定分」とさせていただきます。つづきまして、「財源の確保については」を、「財源を確保することについては」とし、その後、「案に」という言葉を入れさせていただきました。7ページは以上の点を交えさせていただきます。事務局からの説明は以上でございます。
柿沼会長	ご苦労様でした。それでは、皆様にお諮りをいたします。議案第1号、答申(案)について、ただいま修正等についてご説明がありましたけれども、以上の答申書で答申するということがよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(賛成)
柿沼会長	ありがとうございました。全会一致で、この形で答申をするということで決定させていただきます。 それでは、この答申書の頭の、(案)を消していただきたいと思います。 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。皆様長時間ありがとうございました。
事務局	柿沼会長ありがとうございました。 委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。
委員	話の内容が少し変わってしまって、本当に申し訳ないですが、少しお時間いただければと思います。

	<p>災害の関係で、能登半島だとかですと大変な思いをされる方には、本当にお見舞い申し上げたいと思います。それとはまた別に、もし本庄市であるような災害があった場合、ここは比較的地盤としては安定してるという話ではありますが、交通インフラから、あるいは下水についても、あるいは雨水についても、どのような応急処置を考えているのか、あるいは全く考えていないのか、その辺の考えを少しお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>公共下水道につきましては、埼玉県が管路管理事業協同組合という全国的な大きい業者の団体と協定を結んでおりまして、そういったところに、被災したときの、例えば管内のテレビカメラ調査であるとか、そういったものを応援に来てくれるように協定を結んでいます。本市は下水道台帳を電子化しているので、その電子化したデータの最新のものを、埼玉県を通じて全国の管路管理事業組合が共同で共有します。いざ、もし埼玉県内の自治体が、本庄市も含めて被災した場合には、台帳に基づいて、被災していない自治体に存在しているそういった事業者、本庄市内の下水道の管路情報が全部共有しまして、応援に来ていただくというような形になっております。</p> <p>我々の場合では、応援に来ていただく前に、被災した道路の管路状態を、地表面から蓋を開けると非常に危険があるため、一次調査といたしまして、重要な管路を中心に地表面から目視で調査をしまして、それをもとに応援を要請します。応援を要請して来ていただいた事業者を中心に、2次調査として、管路内のカメラ調査等を全国の手助けを借りて細かく調査した上で、国の方に災害査定ということで補助金の申請をして、次に繋げていく、そういった流れになっております。以上となります。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>今の回答についての補足ですが、本庄市が被災した場合、農業集落排水については、今、下水道の方が今月30日から能登の方に調査で2名ほど派遣する予定がございます。それというのは、農集の頭となる日本環境センターというのがありまして、そこ本庄市は協定を結んでおります。ただ、農業集落排水については、本市が被災した場合に関して、応援で調査とか、被災した場所を発見してくれるといった協定を結んでおります。</p> <p>また公共下水道の方については、先ほど言いました通り管渠の清掃をやってくれるところとか、調査をしてくれるところと協定を結んでおりまして、それ以外にも下水道公社といったところが、そういった災害のときは応援するような形になっております。そのような内容で今、対応を考えているところでございますが、本格的に、かなりのダメージを受けた場合は、これは市内の建設業を通してですね、県内の被災してない市から応援に来ていただき、補完していただくような形になるかと思っておりますので、ご承知いただければと思います。よろしいでしょうか。</p>

様式

事務局	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>それでは特にないようですので閉会に移らせていただきます。会長職務代理者の榎田様に、閉会のご挨拶を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
	<p>【7. 閉会】</p>
榎田会長職務代理者	<p>皆様、慎重審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして「令和5年度 第4回 本庄市下水道事業審議会」を閉会といたします。</p>
	<p style="text-align: right;">以上</p>

本庄市下水道事業審議会

会 長

榎田光男